

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

10月24日 第26回西親会ゴルフコンペ
多数のご参加ありがとうございました。

当日は清々しいゴルフ日和になりました。14組53名のご参加を頂いたことに、本当に感謝申し上げます。昨年は熊本地震の影響で開催することができませんでしたが、今年は皆様のおかげで盛大にコンペを挙行することが出来ました。本当にありがとうございました。また、協賛賞品をご提供下さいましたお客様にこの紙上をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。



【西親会ゴルフコンペ 結果発表!!】

優勝	西本 一幸様
準優勝	岩本 寛司(事務所職員)
3位	松岡 秀雄様
ベストグロス賞	増永 慎一郎様
ドラゴン賞	西本 一幸様 (OUT 6)
ニアピン賞	増永 慎一郎様 (IN 15)
	岩下 孝利様 (OUT2)
	福田 続様 (OUT8)
	小松 茂樹様 (IN11)
	栗原 清春様 (IN17)



協賛して下さった方

(敬称略)

(株)トリカイ	(有)龍田ゴルフ練習場
(有)コーヨーソーイング	(有)ファームヨシダ
(株)瀬川製茶	(株)夢叶
正垣システムエンジニアリング(有)	
南九州エンジニアリングサービス(株)	
小山製茶	(資)金山本店
グリーン工業(株)	(農)タックやつしろ
明治安田生命	(株)ライントラストシステム (順不同)

コンペは来年も開催予定ですのでふるってご参加下さい。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

会社社長の退職金はいくらまでならば損金可能ですか？

①当事務所の場合、従業員には中小企業退職金共済掛金を毎月支払っていますので、事務所の資金繰りが悪化しても、共済機構から支払われますので安心です。一方、役員の場合はありませんので、退職する時に資金がないならば支払うことができません。同族会社の社長様達にその為の源泉として民間の保険会社に毎月生命保険料を支払い、退職時にそれを解約し、退職金に充当することをお勧めしております。是非とも詳しいことは担当者にお聞き下さいませ。

②回答 平均功績倍率の1.5倍まで損金算入可能

少なくとも、税務署側の調査による平均功績倍率の数を1.5倍した功績倍率で算定された役員退職給与の額までは不相当に高額な金額には当たらないとした。

(東京地裁判決：平成29年10月13日)

本件の概要

原告は新潟県内に本店を置く法人。平成20年10月に取締役を27年間(うち最後の5年間は代表取締役)勤めた役員が死亡退職したため、同社の役員退職慰労金規定に基づき、株主総会の決議を経て、元代表取締役に4億2000万円を支給した。この金額を元代表取締役の最終月額報酬(240万円)と勤続年数(27年)で除して計算すると、功績倍率は6.49倍となる。

その後、原告が本件役員退職給与の全額である4億2,000万円を損金算入して確定申告したところ、所轄税務署が本件役員退職給与の額のうち不相当に高額な部分の金額は損金算入できないとして更正処分等を行い、これを不服とした原告が訴訟を提起した。

税務署側は不相当に高額な部分の算出に当たり、原告と所在地等が類似する新潟県内に所在し、同業で売上金額などの似た法人(同業類似法人)を機械的に抽出。これらの平均功績倍率は3.26倍だった。この平均功績倍率に原告の元代表取締役の最終月額報酬と勤続年数を乗じると2億1,124万円となり、これを超える金額は不相当に高額だと主張していた。

判決で同地裁は、平均功績倍率を少しでも超える功績倍率で算定された役員退職給与の額が直ちに不相当に高額な金額になると解することはあまりにも硬直的な考え方だと指摘。さらに納税者が税務署側のような厳密な調査は期待できず、このような納税者側の事情にも十分に配慮する必要がある、事後的な税務署側の調査による平均功績倍率を適用した金額から相当程度の乖離を許容するのが妥当とした。

その上で少なくとも税務署側の調査による平均功績倍率の数にその半数を加えた数(平均功績倍率の数の1.5倍に相当)を超えない数の功績倍率により算定された役員退職給与の額は、当該役員の具体的な功績等に照らしその額が明らかに過大だと解すべき特段の事情がない限り、退職給与として相当と認められる金額を超えるものではないと判示。本件では、税務署側の調査による平均功績倍率3.26倍にその半数を加えた4.89倍をもとに計算した3億1,687万円を超える金額のみが「不相当に高額な部分の金額」に当たると判断した。

(週刊税のしるべ 第3288号より抜粋)

衆議院選挙 与党圧勝→軽減税率導入対策をはじめましょう

衆議院選挙で与党(自民党、公明党)が圧勝しましたので、平成31年10月1日から軽減税率導入は決定的であります。農林水産業者の人達はその対策をしなければ余分に税金を支払うことになるでしょう。平成30年4月から毎月セミナーでご理解いただけるように説明しますので必ずご出席下さいませようお願い申し上げます。

平成29年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました

年末調整の時期となります。マイナンバー(個人番号)の取り扱いが必要となりますので、御注意下さい。(国税庁のホームページより)

Q1-4 平成28年分の扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバー(個人番号)が記載されていれば、平成29年分以降の扶養控除等申告書には、記載内容に変更がない限りマイナンバー(個人番号)の記載を省略してもよいですか？(平成28年5月17日更新)

A 扶養控除等申告書は、毎年、マイナンバー(個人番号)を含む全ての記載事項を記載した上で給与支払者に提出する必要がありますので、前年と変更がないからといってその記載を省略することはできません。なお、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書について、給与支払者が一定の帳簿を備えている場合には、従業員等のマイナンバー(個人番号)の記載を不要とすることができます。(Q1-3-2下記参照)

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は、控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿⑤を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
2. 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
3. 退職所得の受給に関する申告書
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

②上記1~4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限りです。

帳簿に関しては、下記の事項を記載する必要があります。

- ① 提出者本人、控除対象配偶者、控除対象不要親族等の氏名、住所及びマイナンバー(個人番号)
- ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
- ③ ②の申告書の提出年月



年末調整と確定申告の準備について

年末調整とは給与所得から源泉徴収された所得税の過不足を年末に精算することです。前職のある方は、そちらの源泉徴収票も必要となります。年末調整に必要な書類・証明書等の早めの準備をよろしくお願いいたします。また、個人住民税の徴収方法が原則、特別徴収となります。年末調整で切り替えとなりますので、変更の有無を当事務所担当者までご連絡ください。

●必要書類(税務署より)

- ・給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

●必要証明書(10月中旬より発送)

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・小規模企業共済控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 等



**年末調整が終わっても油断してはいけない
次は、確定申告!!**

確定申告とは、個人がその年の1月1日から12月31日までを課税期間としてその期間内の収入・支出、医療費や家屋の新築・増改築・売買、盗難や火災、寄付、扶養家族状況などから所得を計算した申告書を税務署へ提出し納付すべき所得税額を確定することです。申告書は1月下旬に税務署より発送されます。その他に上記の必要証明書が必要となりますので、捨てずに保管をお願い致します。

みんなでいこう♪もみじ祭り♪

第14回広安愛児園・こどもL.E.Cセンター後援会バザー
日時：平成29年11月26日(日) 11:00~14:00
場所：広安愛児園体育館及びグラウンド芝生広場

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

- ・バザーコーナー
- ・子どもコーナー
- ・食事コーナー
- ・イベントコーナー
- ・即売コーナー

お時間ございましたら、是非行かれてみてはいかがでしょうか。詳しくは別紙にて♪



今月も無料個別相談会を開催します!



当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

- 日時：平成29年11月15日(水)
- ①11:00~12:00
 - ②13:00~14:00
 - ③14:00~15:00
 - ④15:00~16:00

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。※詳しくは別紙にて

鹿児島にて開催 「そぞく勉強会」のご案内

日頃皆様方から「自分のところはどうなんだろう」「どのような対策を取ったらいいのだろうか」など、色々な質問が寄せられております。全く関係ないと思われていた方もいざ蓋を開ければ対象者。何も対策ができなかったと後悔される方が多いようです。知らない損な相続のお話を致します。また、終活の「きっかけ」が分からない、終活を始めたいけど何からすればよいか分からないという方に聞いていただきたいお話です。是非ご参加下さい。



日時：平成29年11月24日(金) 14時から15時30分
(受付開始：13時30分から)
会場：薩摩川内市川内文化ホール
(薩摩川内市若松町3番10号 (0996-22-5211))
※文化ホール駐車場満車時は、隈之城川公園駐車場をご利用ください。
会費：お一人様 1,000円
演題：「知っていて損はない“相続”について学ぼう」
講師：(税)未来税務会計事務所 代表社員 西田 尚史
※お申込みは別紙にて

チラシ配布希望者は
担当者まで♪

<企業シリーズ248>



店主自ら農業を学びながら、居酒屋経営をとおして食と農の可能性を追求している会社です。

このたび、満を持して熊本市内に新店舗をOPEN致しました。店名は“KEMUYA”山鹿で経営しているen屋のメニューをベースに店名にも由来していますが炭火焼きメニューをご提供させていただいています。

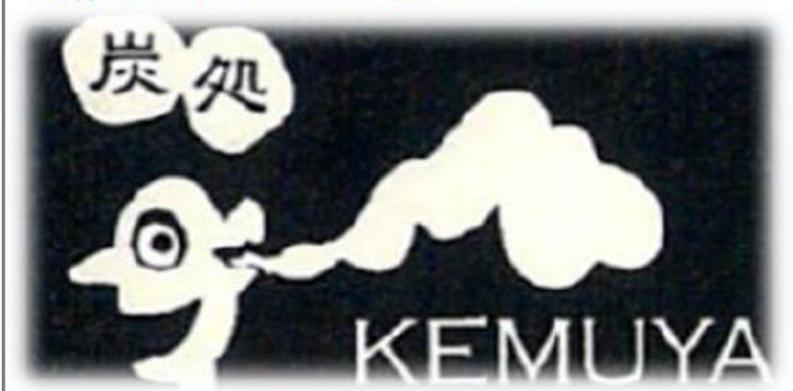
店内は、モダンテイストで落ち着いた料理を楽しんでいただけるような空間となっております。

お客様を大事にすることを山鹿の店舗同様心掛けております。どうぞ、お気軽におこしください。

KEMUYA 電話：096-319-5078

住所：熊本市中央区南坪井1-12 三森ビル2F

並木坂通りを下通り側から進んで右側にあるローソンの手前を右に入って右側にあるコインパーキングの手前のビル2F



en屋 《山鹿店舗もお忘れなく》

住所：山鹿市山鹿1630-1 電話：0968-43-0370

さくら湯のある交差点近く

- 皆様のご来店お待ちしております -

Room 株式会社 代表取締役 田中清輝



製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>